G＆D システム規約

2011 年 9 月 1 日　改定

株式会社ガリバーインターナショナル

G&D システム規約

（ガオー！共有在庫規約）

本規約は、G&D システム運営に際し契約書の記載事項を再確認していただく事柄を中心に記載し、契約書としての内容を補足するものです。

1.総則

1.1（加入規約目的）

1.1.1 本規約は、次のいずれかの契約書（以下「G&D 契約書」といい、「G&D 契約書」に基づき締結された契約自体を「本契約」という）について、株式会社ガリバーインターナショナル（以下「本部」という）と契約した者（以下「G&D 加入者」という）の内容を補足、補完し、Dolphinet i システム、ガオー！システム等の本部が運営する通信自動車販売ネットワークシステム（以下「G&D システム」という）事業の運営をより円滑にすることを目的とします。

「ガリバーフランチャイズに関する契約書」
「GAO!システム加入申込書 兼 契約書」
「ドルフィネットシステムによる契約書」
「ドルフィネット協賛店加入契約書」
「ドルフィネットエクスプレスフランチャイズに関する契約書」
「webGAuC システム加入申込書 兼 契約書」

その他 G&D システムの利用に関するすべての契約書

1.1.2 G&D システムの運営は、本規約の他、別途定める諸規定、補足に基づき執り行われます。

1.1.3 G&D システムの運営に関して、本規約と「G&D 契約書」との間で矛盾があるときは本規約が優先し、「G&D 契約書」が本規約の内容を変更することはありません。但し、「G&D 契約書」に特約を設けた時は、その特約のみ本規約に優先するものとします。

1.2（個人情報の取扱い）

1.2.1 本部は、G&D 加入者及び連帯保証人の氏名、性別、生年月日、年齢、職業、メールアドレス、住所、電話番号、その他車両に関する情報等、G&D 加入者個人または連帯保証人個人を特定できるような情報（以下「個人情報」という）を適正に取扱うものとします。

1.2.2 本部は、個人情報を含む G&D 加入者情報を、各種サービスの申込書及び契約書、関連サイトの各種サービス利用・申込フォームより収集するものとします。また、古物営業法令に基づく取引の安全と保安を目的に、本人確認資料として運転免許証のコピー等の提出を求めることがあるものとします。

1.2.3 G&D 加入者は、G&D 加入者情報を本部が以下の各号の目的に利用する事に同意します。

(1) G&D システムにかかる各サービスの運営及びこれらに付随する業務を遂行するため

(2) 本部、及び本部が守秘義務及び個人情報の取扱いに関する規定を含む業務委託契約を締結した業務提携先が取扱う、本部の事業運営（車両の買取、販売、引取、修理、点検、整備、これらのフランチャイズ事業等、本システムの運営に限られない）に関連する商品、サービス、各種イベント、キャンペーン等の案内を電話、ダイレクトメール等の方法により提供するため

(3) G&D 加入者との契約や法令に基づく権利の行使や義務の履行のため

(4) サービス向上を目的としたアンケート調査を実施するため

(5) サービス向上を目的としたデータの集計とその結果の分析のため

※この場合、集計結果の統計情報のみの利用となるため、G&D 加入者個人を特定できるデータと関連付けることはないものとします。

(6) その他 G&D 加入者情報取得時に予め明示した目的のため

1.2.4 G&D 加入者及び連帯保証人は、本部と本部のグループ会社、及び協力会社が前項各号に定めた利用目的達成のため、相互に 1.2.1 に特定する項目の G&D 加入者情報を共同して利用することに同意するものとします。

1.2.5 前項に規定する共同利用者のうち、本部を第一次的に苦情の受付け及び処理、並びに個人データの内容等について開示、訂正、利用停止等の権限を有する事業者とします（各社が収集した個人情報を本部に集約し、集められた個人データを各社がオンラインで検索する方法により、共同利用します）。

1.2.6 G&D 加入者情報の取扱いに関する問合せ先は以下の通りとします。

株式会社ガリバーインターナショナル ドルフィネット運営チーム

郵便番号：100-6425

住所：東京都千代田区丸の内 2-7-3 東京ビル 25 階

1.2.7 以下の各号に定める場合を除き、本部は、G&D 加入者情報を第三者に提供及び開示する事はないものとします。

（1）G&D 加入者の同意がある場合（ウェブで同意したものも含む）

（2）G&D 加入者を特定できない状態に加工して利用する場合

（3）本部と守秘義務及び個人情報の取扱いに関する規定を含む業務委託契約を締結した業務委託会社に対し、1.2.3 各号に定めた利用目的の達成に必要な範囲内で、G&D 加入者情報の取扱いを委託する場合

（4）1.2.4 に定める共同利用による場合

1.2.8 本部は、G&D 加入者から個人情報の開示、訂正又は利用停止の申し出があった場合、本部の定める手続きにより対応するものとします。なお、開示等の際には、G&D 加入者は実費分の手数料を支払うものとします。また、本部は個人情報保護に関する法令及びこれに基づく各種ガイドライン等の趣旨に則り、開示等の申し出に適切に対応するものとします。

1.2.9 本部は、個人情報保護に関し、各種ガイドライン等を遵守し、個人情報が適切に取扱われるよう、継続的な改善に取り組むものとします。

1.3（G&D システムとは）

1.3.1 G&D 加入者が出品店となり自己が保有する在庫車両を G&D システムへ出品登録をできること、また落札店となり出品登録された車両を本部を通してパソコンの画面上で落札できるシステムです。車両の落札方法としては、業販向け価格であり出品店希望金額に応じた即時落札可能な仕切価格（本規約 3.8）での落札となります。

1.3.2 前項における出品店とは、本規約 1.4 の G&D 加入者としての資格を有し、同 1.5 により G&D 加入者としての登録を受けた者であり、本部が出品を認めた G&D 加入者でなくてはなりません。

1.4（G&D 参加資格）

1.4.1 公安委員会より自動車取扱古物商許可証を取得し、現にこれを保有していること。

1.4.2 G&D 契約を締結している者。

1.4.3 本部が G&D システムへの出品登録を許可した者、及び G&D システムを利用しての車両の落札を認めた者。

1.4.4 G&D 規約をはじめ本部との契約事項、インスペクション・マニュアル等の諸規定を理解し、これを遵守できる者。

1.4.5 クレーム等の諸問題が起きた場合、建設的かつ紳士的に円満解決に協力し、本部が調停した場合はその裁定した結果に従える者。

1.4.6 出品登録の際、登録車両に関する車両情報の内容の確認とその変更の義務を守り、その内容に関しての責任を負える者。

1.4.7 社会的な倫理を重んじ、本規約 1.9 での禁止行為を行わず、G&D 加入者としてふさわしい行状の保持に努められる者。

1.5（G&D 加入者登録）

1.5.1 本部は、前節 1.4 に掲げられた事項の全ての資格条件を満たした者で、本部が所定の手続きにより承認したときをもって、正式な G&D 加入者と認め、G&D 加入者として登録するものとします。

1.5.2 1.5.1 による登録された G&D 加入者としての効力期間は、本契約第 2 条に定められた期間とします。

1.5.3 G&D 加入者は、1.5.1 の本部から承認された後、本部から通知されるシステム利用開始日より G&D システムが利用できるものとします。

1.5.4 G&D システム利用に必要な端末、通信回線、プロバイダー契約等は、G&D 加入者が G&D 加入者の責任と費用により用意するものとします。

1.5.5 G&D 加入者は、本部にて G&D 加入者登録された後、以下に掲げる事項に変更があった場合、14 日以内に本部に届け出るものとします。

(1) 中古自動車取扱古物商許可証の変更があった場合

(2) 商号、代表者の氏名、取引口座、本店所在地等に変更があった場合

(3) 事業を廃止した場合

1.6（ID 及びパスワード）

本部は G&D システムへのアクセスに必要な認証のため、G&D 加入者に対して、ID 及びパスワードを貸与するものとします。尚、G&D 加入者は G&D システムの使用及び管理について一切の責任を負い、その使用または管理の不備により、本部または第三者に損害を与えた場合には、本部または第三者の損害を賠償するものとします。尚、パスワードの取扱いについては G&D システム上の使用条件の定めが優先して適用されるものとします。

1.7（登録事項の変更届）

本部に登録している代表者名・本社所在地・銀行口座等の事業内容に重要な変更があった時は、速やかに書面にて本部へ届け出るものとします。

1.8（G&D 加入者の義務）

1.8.1 G&D 加入者は、本規約、本契約、仕様書、又はマニュアル等、その他これに関連する諸規定を遵守しなければなりません。

1.8.2 G&D 加入者は G&D システムによって決定した成約、及び落札結果を全て遵守しなければなりません。

1.9（禁止行為）

1.9.1 G&D 加入者は以下各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

(1) G&D システムを通さず、出品店と落札店間の直接の交渉で車両売買を行うこと。

(2) 夜間、雨天など視界が悪い状況での出品登録車両の撮影及び、その画面での出品登録。

(3) 落札店から出品店への、仕切価格の変更、または画面表示価格の変更を強制する行為。

(4) 本規約 3.5 の登録禁止用語を用いての出品登録。

(5) G&D 加入者が ID パスワードを第三者に貸与して、他人に車両売買させる行為。

(6) G&D 加入者資格、またはその地位の第三者への貸与または譲渡。

(7) 違法なアクセス、ログイン、ハッキングの禁止。

(8) G&D システムまたは運営等について知り得た本部の機密情報を第三者に提供する行為。

(9) G&D 加入者の支払債務不履行行為。

(10) その他市場秩序を乱す、諸規定、諸規約に違反する等の本部が禁止とする行為。

1.9.2 G&D 加入者は、1.9.1 の禁止行為のうち(7)及び(8)に掲げる行為、ならびに、本契約に関して知り得た情報を悪用する行為を、G&D 加入者としての資格を失った後、又は本契約終了後においても行ってはならないものとします。

1.10（G&D 契約の無催告解除）

1.10.1 本部は、G&D 加入者が、以下の各号のいずれかに該当する場合は、何らの通知または催告なしに本契約を解除し、加入者資格を喪失させることができます。

(1) 本部が定める諸規約、諸規定、諸契約に違反したとき。

(2) 本部への代金の支払を怠り、債務不履行を犯した場合。

(3) G&D 加入者自ら振り出した手形、小切手が 1 回でも不渡りになったとき。
(4) 差押、仮差押、競売の申し立て、公租公課滞納処分または支払いの停止、破産、会社更生手続開始、民事再生若しくは特別清算開始等の申し立てがあったとき。
(5) 経営(信用及び財務)状況が悪化、またはその恐れがあると認められるとき。
(6) G&D 加入者が個人の場合において死亡したとき、または後見、補佐、若しくは補助開始の審判を受けたとき。
(7) 監督官庁より営業の取消し、停止の処分を受けたとき。
(8) 住所変更の届出を怠る等 G&D 加入者の責めに帰すべき事由によって、本部が G&D 加入者の所在を把握できなくなったとき。
(9) G&D システム上の全てのサービスを利用した営業を行う為に必要な法的権利を失ったとき。
(10) 取引当事者等に対して、メーター改竄車両、車台番号改竄車両、接合車両等の法的問題車を販売不正行為として販売した事実があると本部によって認められたとき、またはその恐れがあると認められたとき。
(11) 本部の自動車買取事業、または自動車販売システム事業若しくは本部が運営する事業に関する事項に関して、本部を誹謗中傷する行為をしたとき。
(12) G&D システム上の全てのサービスの利用店舗に暴力団の名称、組織、活動等を表示し、その構成員等を出入りさせたとき、またはその恐れがあるとき。
(13) 本部が G&D システムを廃止しようとするとき。
(14) その他 G&D 加入者としてふさわしくない行為をしたと本部が判断したとき。

1.10.2 本部は、前項の場合において、本部が損害を被った場合、財産上または非財産上の請求をすることができるものとします。

1.10.3 G&D 加入者は、本契約を任意に解除し、G&D システムにおける G&D 加入者資格を喪失させることができるものとします。

1.10.4 本部は、G&D 加入者において 1.10 各号に定める事由が生じたときは、1.10.1 に基づく解除に代えて、G&D 加入者の G&D システム上の全てのサービスを一時的に利用停止(データの削除及びデータの配信の停止)をすることができるものとします。

1.10.5 G&D 加入者は、本規約、本契約、その他これに関連する諸規定に基づく支払いを遅滞したときは、本部に対し、本部が 6.6 にて定める遅延損害金を支払うものとします。

1.11(終了に伴う債務の決済)

1.11.1 G&D 加入者が、1.10.1 の事由に該当し本契約を解除され、G&D 加入者資格を喪失するにおいて、G&D 加入者が本部に対し債務を有する場合には、本部は成約した車両、または別途 G&D 加入者の所有する車両を引き揚げることができるものとします。

1.11.2 本部が前項により車両を引き揚げる場合、本部は相当の価格をもって本規約に基づく残債務の弁済に充当することができるものとします。尚、過不足が生じたときは、本部と G&D 加入者の間で直ちに精算するものとします。

1.11.3 前項、前々項における車両の引き揚げから商品処分に至るまでに本部が要した費用は、G&D 加入者の負担とします。

1.12(終了の効果)

1.12.1 本契約が終了し、G&D 加入者が G&D 加入者資格を喪失した場合、その理由の如何を問わず、G&D 加入者が有する G&D 加入者としての権利のほか、本契約、その他、これに関連する諸規定に基づく一切の権利は消滅するものとします。

1.12.2 前項により G&D 加入者は、本契約終了または G&D 加入者資格喪失後は、G&D システムの G&D 加入者になったことによって知り得た本部の営業上の秘密、及びその他の秘密を使用してはならないものとします。

1.12.3 1.12.1 により、G&D 加入者は、本契約終了または G&D 加入者資格喪失後は、G&D システムの全部若しくは一部を使用、若しくは模倣し、または第三者をして使用させ、模倣させてはならないものとします。また、G&D 加入者は本規約 1.6 により貸与された ID 及びパスワード、G&D システム上の全てのサービスに関する資料、及びその他本部から G&D 加入者に提供された物品等の全てを本部に返還するものとします。

1.13（合意管轄）

本契約に関する裁判の管轄は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所とすることに合意します。

2.G&D システム運営規定

2.1（システム運営時間）

	項目	時間
G&D システム運営時間	車両出品登録・出品取消 出品登録車両情報の変更	9:00～24:00
	発注業務	9:00～23:30
車両取引に関する業務運営時間	車両問合せ・クレーム対応時間	月～土曜日 9:30～19:00
	システムヘルプデスク受付時間	9:30～19:00
譲渡書類・代金決済業務時間	代金決裁に関する問合せ対応時間	月～金曜日 9:30～18:30
	書類に関する問合せ対応時間	月～土曜日 9:30～18:30

※上記時間は G&D システムの時間を基準とします。

※止むを得ず G&D システムを停止する場合があります。この場合は、各種運営業務も停止し、本部においても車両情報の編集、発注等に関する業務は行えません。

2.2（運営上の免責）

以下の止むを得ない事情により G&D システム、出品車両及び落札車両にトラブルが発生した時は、G&D 加入者の取引に損害が生じても本部は免責されるものとします。

(1) 天変地異による G&D システムの故障、停止。
(2) コンピュータネットワーク等の障害により正常に G&D システムが作動しなかった時。
(3) 天変地異による車両への損害。
(4) その他止むを得ない事情により、本部に損害賠償の責任がないと判断される時。

3.出品規定

3.1（出品店）

(1) G&D システムにおける出品とは、自己が所有または占有する車両を指定した仕切価格で販売することを目的として、G&D システムに登録しその売却意思を表示することをいいます。
(2) (1) に従い、当該 G&D システムを用いて車両を出品する者を「出品店」といいます。
(3) 当該出品店は、本規約 1.4 の G&D 加入者としての資格を有し、同 1.5 により G&D 加入者としての登録を受けた者であり、本部が出品を認めた G&D 加入者でなくてはなりません。
(4) (3) の条件を満たす出品店は、本規約 1.5.3 に基づき、本部より通知された利用開始日より、G&D システムを利用して、車両の出品登録をすることができるものとします。

3.2（出品登録）

(1) 出品店は車両情報の全てにおいて責任をもち、出品登録は自己申告で行うものとします。

(2) 出品登録者は一般顧客の立場に立ち、出品登録車両の品質、仕様、瑕疵、欠品等を正確且つ誠実に申告しなければなりません。

(3) 出品店は、出品登録規定を遵守しなければなりません。

(4) 出品登録車両の撮影については、常に購入者側の視点を意識し、画像の品質を保つ努力を行い、車両引渡し時を想定した文字情報と車両画像の内容に相違が無い撮影をすること。止むを得ない理由により相違が生じた際は、その旨を正確に本部へ申告すること。なお、看板や電話番号等出品店を特定できるものを写してはなりません。

(5) 出品店は、出品時に当該出品車両の放置駐車違反履歴情報を確認する義務があるものとします。

(6) (5)に於いて、違反金未納車両が出品、落札され、後日放置駐車違反金未納等、交通違反を理由とした車検取得拒否の連絡が落札店よりあった場合は、出品店は落札店に対して金 30,000 円のペナルティを支払うものとします。出品店は連絡があった翌日より 10 日以内に本部へ到着となるよう、違反金納付証明書を送付するものとします。なお、期限内に手配ができなかった場合は、落札店へ更に金 20,000 円のペナルティを支払うものとします。

(7) G&D システムの利用全般に関わる日程、車両所在地（都道府県名で表記）については出品店の責任において正確に登録しなければなりません。

(8) 出品の手続は、別途本部が指定するデポ地へ出品車両を搬入することで、行うこともできるものとします。この場合、出品車両には所定の出品票と、別途指定がある場合には当該出品車両の車検証コピーを車載して搬入を行うこととします。

(9) (8)の出品車両の搬入にあたっては、出品店は出品車両から車両取引に不要なもの、及び取り外すべき装備等（以下「不要物」という）を取り外した後に車両を搬入するものとします。

(10) 出品登録車両の燃料は陸送、回送に必要と思われる程度に補給されていなければなりません（目安として 10L）。

3.3（出品登録詳細事項注意点）

3.3.1　色の登録に関する留意点

(1) 外装色については必ず色コードを明記することとします。

(2) 異色全塗装及び同色全塗装車の場合、登録画面のチェックボックスに必ずチェックを入れ、異色全塗装車の場合には「元色」を登録することとし、この場合外装色コードは不明とするものとします。

3.3.2　走行距離登録について

(1) 走行距離の登録は、現在のオドメーターの走行距離を走行距離欄に 1Km 単位で登録することとします。

(2) マイルメーターの場合、登録画面の【マイル表示】にチェックを入れ、現在のオドメーターの走行距離を 1 マイル単位で登録することとします。

(3) メーター改竄車の登録は、現在のオドメーターの走行距離を走行距離欄に 1Km 単位で登録し、登録画面の【メーター改竄】＊マークにチェックを入れるものとします。また、メーター改竄となる理由を検査員記入欄に明記するものとします。

(4) メーター交換車（定義上のメーター交換車）の登録は、登録画面の【メーター交換】＄マークにチェックを入れ、「交換前走行距離」に交換時の走行距離を、「現走行距離」に現在のオドメーター距離を、それぞれ 1Km 単位で入力するものとします。また、メーター交換時において、交換後の距離を交換前の距離にあわせて納車された車両は、登録画面の【メーター交換】＄マークにチェックを入れた上で、【セットアップ交換】にチェックを入れ「現走行距離」に現在のオドメーター距離を 1Km 単位で入力するものとします。

(5) 走行不明車の登録は、現在のオドメーターの走行距離を走行距離欄に 1Km 単位で登録し、登録画面の【走行不明】＃マークにチェックを入れるものとします。また、走行不明となる理由を検査員記入欄に明記するものとします。

3.3.3　走行関連注意事項

(1) メーター改竄車【＊】マーク

①純正及び社外メーターの交換を行っている記録が指定・認定・認証工場の点検記録簿等の書類にて確認できない車両

②過去の履歴で現在の走行距離より大きい距離が証明できる車両

③記録の有無に関わらず中古メーターに交換されている車両

−注意−

※①に関しては、オドメーターとメーターユニットが独立したもので、且つスピードメーターのみ交換したものは、実走行として扱われるものとします。

※過去の履歴として取扱うもの

日本オートオークション協議会（NAK）、全国自動車オークション会場記録、法定点検記録簿など。なお、発行先が不明瞭且つ信憑性にかける記録に関しては、過去の履歴として扱わないものとします。

(2)メーター交換車【＄】マーク

認証・認定・指定工場で交換されたことを証明する整備点検記録簿等の書面が確認できる車両、または交換が客観的に証明できる書面が確認できる車両。

【上記書面にはメーター交換を行った日付け、交換前の走行距離の記載が必要】

(3)走行不明車【#】マーク

走行不明車として扱う車両は、上記【メーター改竄車】・【メーター交換車】以外で記録が無く、推定できる根拠が無い車両とします。

※メーター交換車や走行不明車が、後日メーター改竄車である事が発覚した場合はキャンセルの対象とします。

その際のクレーム申告期限は本規約 9.6、ペナルティ等の詳細は別途本規約 9.7.2 を準用するものとします。

3.3.4 車両所在地

登録する車両の所在地（都道府県名で表記）、オークション出品による日程については、出品店の責任において正確に登録するものとします。

3.3.5 バン・トラックの乗車定員・積載量・荷台形状の登録

(1)乗車定員、積載量、及び総重量の登録は以下のように行うこととします。

①車検証の乗車定員の記載が『3(6)人』の場合は、6 人として登録するものとします。

②車検証の最大積載量の記載が（例えば）『800(1200)Kg』の場合は、1.5t以下として登録するものとします。

(2)荷台形状・クレーン車等は出来る限り詳細に登録することとします。

3.3.6 車台番号の登録

車台番号は車検証の記載と同一にすることとします。

良い例:ABC−012345　悪い例:012345

3.3.7 車検の登録について

(1)車検有効期限が出品登録日の翌月末日に満たない場合は、基本的には抹消するものとします。ただし、構造変更されている車両など、出品店が移転登録（継続）の方が良いと判断する車両については、登録画面で検なしを選択入力し、車検有効期限欄に〇月〇日と入力するものとします。

なお、車検有効期限が翌月末日以降もある車両は、車検欄に〇年〇月と選択入力します。

(2)(1)において検なしを選択した場合は、継続検査用納税証明書は出品店にて用意するものとします。

3.3.8 輸入車の輸入形態

輸入車に関してはその輸入形態（ディーラー車もしくは並行輸入車）を必ず登録画面にて選択し、登録することとします。

3.3.9 輸入車のモデル年式

輸入車に関しては、モデル年式が車台番号等から特定できる車種があります。その場合、それにより判明したモデル年式を登録画面のモデル年式欄から選択し、登録する事とします。

3.3.10 並行輸入車のモデル年式

輸入形態が並行輸入車であり、かつ車台番号等からモデル年式の特定が不可能なものに関しては、製造年をモデル年式として登録する事とします。

3.3.11 軽自動車の初度登録年月

軽自動車で初年度登録月が不明なものについては車検満了月にあわせる事とします。

(例)H10 年式　車検 H17/06 まで　⇒　初度登録 H10/06　と入力

3.3.12 社外部品の登録

装備品等について、社外部品の装着が見受けられる場合は、該当部品についてその旨正確に登録することとし、社外部品としての登録の無いものに関しては、純正部品が有るものと見なします。なお、社外部品の装着が記載されて

おり、特記事項として、「純正部品有り」と特に記載されていない場合については、純正部品(各自動車メーカーより斡旋及び取扱うパーツ)は欠品と見なします。

3.3.13 車検証の記載事項変更

公認改造等により、車検証の記載事項等に変更が生じている場合には、その内容を検査員記入欄等に正確に登録します(型式に「改」が付く場合も含む)。

3. 3.14 排気ガス規制の登録

NOx規制対象車両として、特定地域内において名義変更が出来ない、もしくは将来出来なくなる車両は登録画面の排気ガス規制欄から選択を行い「排気ガス規制有」として登録します。

3. 3.15 記録簿の定義

(1)成約日からさかのぼり、1年以内に受けた法定点検(12ヶ月点検又は24ヶ月点検)の定期点検記録がメーカー発行の整備手帳、又はメンテナンスノート等に記載があるか、記録紙としてあること。但し、初年度登録年月日から 1 年未満の車両は、各メーカーが指定するメンテナンスノート等があれば(記録簿有り)として扱います。

(2)法定点検を実施した認証工場等が特定できない場合、その記録簿は無効とします。

(3)上記(1)、(2)の場合の整備手帳、メンテナンスノート等にはメーカー系の企業に所属する中古車部門(以下、「メーカー系中古車部」)と中古車専業店発行のものは含みません。

3. 3.16 保証書の定義

(1)メーカーが発行したもので保証書が付してあるものを言い、販売店が特定でき、かつ車台番号の記載が有るものとします。これにより、保証期間が残っている車両については、保証継承ができるものとします。

(2)メーカー系中古車部、中古車専業店の発行したものは除きます。

3. 3.17 ワンオーナー車の定義

新車ユーザー名義のもので、書類(詳細登録事項等証明書)上、名義変更がされていない車両(並行輸入車・事業用自動車・レンタカーを除く)。但し、ユーザーが同一で所有権解除されたものや結婚等により名字変更されたもの、譲渡書類保全の目的で商品車登録されたものはワンオーナーとみなします。

3. 3.18 自家用車歴外の定義

(1)過去に車検証上で事業用に区分されていた履歴のある車両

(2)過去にレンタカーとしての使用履歴のある車両

3. 3.19 欠品表記

(1)標準装備品(新車購入時に装着されているもの)に欠品がある場合は、明記しなければならないものとします。

(2)新車購入時に標準装備品をレスオプションとしている場合は、明記しなければならないものとします。

(3)スペアタイヤまたはパンク修理キットなどの、パンク時の修理に必要な工具を完備されていなければなりません。また、標準装備工具が完備されている場合でも、専用レンチ、専用ソケット等が必要なホイール、ホイールナットを装備している場合はそれらの工具、備品も完備されていなければなりません。

(4)標準装備がランフラットタイヤ等によるスペアタイヤ非装備車両で、ランフラットタイヤを装備していない場合も、必ず明記しなければなりません。

3. 3.20 エンジン・ミッション等

エンジン・ミッション等に重大な瑕疵がある場合は、『異音』または『点検要す』等のみでなく、『修理要す』と記載するものとします。

3.3.21 テレビの登録

(1)新車販売時に設定の純正テレビを装備している場合は、アナログ、地デジ(フルセグ)、ワンセグを問わず、登録画面のチェックボックスにチェックを入れるものとします。

(2)セールスポイント欄、及び検査員記入欄へのテレビ(またはマルチなど、テレビが映ると判断できる表記)の記載については、地上波デジタル放送が受信でき、テレビとして使用可能なものとします。

3.3.22 書類有効期限付き登録について

本規約7. 書類規定に基く書類有効期限付き車両を出品登録する場合「書類有効期限欄」に登録することとし、検査員記入欄またはセールスポイント欄に直接入力しないものとします。なお、書類有効期限欄に入力されその旨表示されている車両を、書類有効期限付き出品車両といいます。

3.4（出品登録禁止車両）

以下の状態の車両については、G&D システムへの出品登録を禁止します。

(1) 自走不可能な車両
(2) 盗難車、車台番号改ざん等の法的問題車
(3) 冠水車（冠水により中古車として著しく商品価値が低下する、もしくは通常機能及び使用に著しく障害を及ぼす可能性があるもの）
(4) トゥボードを修正、交換、または破損しているもの（インスペクション・マニュアルの修復定義を超えるもの）
(5) キャビンを交換している車両（インスペクション・マニュアルの修復定義を超えるもの）
(6) 接合車（ルームフロア、フロアメンバーにまで及ぶ修復を施しており、他車両の一部を使用し接合させたもの）
(7) 粗悪車両
(8) 事故現状車両
(9) 災害車両（ひょう害車両を除く）
(10) 国内未登録車両
(11) 輸入車においてモデル年式及び製造年の特定ができない車両
(12) 改造等により車両の陸送、及び回送に支障をきたす車両
(13) 登録車両の譲渡書類一式が完備されていない、もしくは本部が指定する日時までに、本部が定める書類送付先に到着できない車両
(14) 成約後、本部が定める期間内に落札店に引渡しができない車両
(15) インスペクション・マニュアルの登録不可車両に抵触する車両
(16) 本部にて出品登録が妥当でないと判断した車両
(17) プライスボードを入れた状態で出品登録された車両

3.5（登録禁止用語）

G&D システム出品登録車両において、下記に該当する登録内容、用語のセールスポイント欄、検査員記入欄への登録は禁止し、登録されていた場合は出品取消を行う事があります。

3.5.1 「価格等応相談」「詳細は電話にて」等、不明瞭な登録。本規約 1.9.1 (1) (3) に抵触する可能性のある表現。
3.5.2 「極上車」「美車」「ぱっと見きれいです」のように主観を優先し、本来の車両状態と評価点等との間に矛盾を与える表現。
3.5.3 「希望者には～を付けます」「8 ナンバー登録賜ります」等、落札店の要望によりナンバー応談を除き車両状態や仕様を変更可能と思わせる表現。
3.5.4 「印鑑証明○月○日まで」等、書類有効期限が本規約 7.2.1 に規定するものより短いことを記したもの。また、所有権解除等により書類送付が遅れる旨を登録したもの。ただし、書類有効期限の記載に関して、書類有効期限つき出品車両であると認められた場合は登録できるものとします。
3.5.5 「エンジンオーバーホール済み」「消耗品交換済み」等、修理内容が不明瞭で、その範囲や根拠が不明瞭なもの。
3.5.6 「外装仕上げ○○万円位」等、出品店による概算見積もり金額掲示。
3.5.7 「禁煙車」「ガレージ保管」「雨天未使用」「元○○オーナー」等、基準や根拠が無いにも係わらず、過去の使用状況等を断定的に表現したもの。ただし、教習車、身障者使用等の特装車は除く。
3.5.8 「○月○日詳細登録予定」「○月○日名変完了予定」「○○修理予定」等、作業が完了していないものについて、「予定」として記したもの。また、これらの理由により「○月○日まで搬出できません」など、3.11 に反する表現。ただし、年末年始などの長期に休みを定める場合は、記載を認めるものとします。

3.6（出品登録車両の変更）

出品登録車両の車両情報について変更箇所が発生した場合には、その都度速やかに変更を行います。
（例）仕切価格の変更、出品登録の取消、陸送日程の変更、内外装の状態変更等

3.7（本部による出品登録車両の出品取消）

本部は以下のような場合、出品店の了承を得ずに出品登録車両の出品取消、または車両情報の訂正・変更を行なうことがあります。

3.7.1 写真の背景等から、明らかに G&D システム出品登録資格を有さない者の出品と判断した時。

3.7.2 G&D 規約等に定める禁止事項（本規約 1.9）を無視した登録や、登録禁止用語（本規約 3.5）を使用しての登録。

3.7.3 業販、流通価格から大きく乖離した仕切り価格で登録した車両。

3.7.4 その他、本部が出品登録を妥当でないと判断した時。

3.8（仕切価格）

仕切価格とは、出品登録店舗において自己の責任のもと、G&D システムにおいて販売することを設定した金額です。

3.8.1 出品店は仕切価格について、業販・流通相場から大きくかい離しないように設定しなければなりません。

3.8.2 本部は出品登録車両の仕切価格が一般流通市場における価格と比較し著しく高いと判断したときは、出品店に告知する事なく出品取消を行う事があります。

3.8.3 仕切価格と画面表示価格のかい離金額はコンピュータによって自動計算される為、出品店は設定された画面表示金額を変更または指示することはできません。

3.8.4 仕切価格の変更の権利は原則として、出品店にあるものとします。

3.9（オークション出品中車両）

3.9.1 出品店は、成約となった車両のスケジュールがオートオークション（以下、「AA」という）出品予定とされている時は、必ず AA 出品取消の手続きを行うこととします。

3.9.2 3.9.1 により出品取消をした成約車両についての AA 出品料は出品店の負担とします。

3.9.3 出品店から AA 会場までの陸送費は出品店の負担とします。

3.9.4 AA 会場にて発生した成約車両の事故や物品の盗難等についての責任は、出品店が負うものとします。

3.10（成約後の出品店の対応）

3.10.1 落札店から車両引取り場所の確認の連絡を受けた時は、速やかに当該車両の引取り場所を伝えることとします。

3.10.2 出品店は、成約確認後直ちに当該成約車両の車検証のコピーを、落札店にファクシミリにて送信することとします。

3.11（車両引渡し）

3.11.1 出品店は、3.12 に定める期間内に落札店が陸送業者等を介して、又は自ら当該成約車両の引取りに行った時に速やかにこれを引渡すものとし、引渡しはこれをもって完了するものとします。

3.11.2 出品店は成約車両を引渡す際には、引渡す車両から車両取引に不要なもの、及び取り外すべき装備等（以下、「不要物」と言います）を取り外し、速やかに車両が引き渡せるように準備を整えておくものとします。

3.12（車両引渡し遅延ペナルティ）

何らかの出品店の過失により、当該成約車両が定められた期間内（店舗在庫時は出品店の店舗定休日を除き成約後直ちに、陸送中及び他 AA 会場に在置する場合は当該 AA 終了後直ちに）に落札店又は仲介陸送業者に対して引渡しができない場合、引渡し遅延の日数に応じて出品店は落札店に対して以下の遅延ペナルティを支払うものとします。但し、他 AA 会場からの引取りの場合、当該 AA 終了後の搬出可能時間については当該 AA 会場の規定に従うものとします。

成約日（当該車両が陸送中、AA会場の際はAA開催予定日）から引渡し可能となった日までの経過日数（成約日、AA開催予定日は含まず）	遅延ペナルティ
1日	金10,000円
2日	金20,000円
3日以上8日未満	金30,000円
8日以上	金50,000円

3.13（車両引渡し遅延キャンセル）

一定期間を過ぎて（店舗在庫時は成約翌８日以上、車両が陸送中及びAA会場の時はAA開催日の翌８日以上）出品店が車両の引渡しをできない場合、落札店はキャンセルを申し出ることができます。キャンセルとなった際には、出品店はキャンセル手数料として金47,000円及びAA出品手数料等を負担した上で、落札店に対し別途にキャンセルペナルティとして金50,000円及び本部が認めた経費を支払う事とします。

3.14（現車所在地違い）

3.14.1 G&D 落札確認書兼ご請求書に記載されている車両所在地と、実際の車両所在地が相違していることが判明した場合は、落札店からのクレーム申告により、出品店は落札店にペナルティとして金10,000 円と陸送費の差額を支払うものとします。ただし、本部がやむを得ないと判断した場合には、この限りではありません。
3.14.2 車両引渡し遅延と現車所在地違いが重複して発生した場合のペナルティは、車両引渡し遅延ペナルティを適用するものとし、積算はされないものとします。

3.15（デポ地搬入車両の対応）

3.15.1 出品店もしくは落札店が、特別な理由がなく本部が管理するデポ地へ滞留させている搬入車両については、本部はその一切の責任を負わないものとします。
3.15.2 車両搬入から１ヶ月以上経過したにもかかわらず、出品店がデポ地からの車両の搬出を行わない、もしくはG&Dシステムへの出品登録を行わない場合、本部は出品店が当該車両の所有権を放棄したものとみなし、本部の任意の方法により当該車両を処分することができるものとします。

3.16（評価基準）

評価基準に関しての詳細は、別途「インスペクション・マニュアル」において定めます。

4.落札規定

4.1（落札可能期間）

4.1.1 落札希望店は落札しようとする車両情報のスケジュールにおいて「店にあり」「陸送中」「AA会場出不可」「AA会場出可」と記載されている場合、当該車両を落札する事が出来ます。
4.1.2 AA開催当日は原則として落札する事は出来ません。

4.1.3　本項（落札可能期間）に関し、出品店による出品取消や在庫車両の保留、他店による成約などの理由から、必ずしも落札出来ることを保証するものではありません。また、落札可能期間は本規約 2.1 のシステム運営時間に則り運営されることとします。

4.2（落札車両の事前確認）

落札店は発注の前に以下の事項の確認を行う事とします。

4.2.1　落札店は落札する車両に関し、本規約及びインスペクション・マニュアルにおいて定められた定義、条項に従い、その登録内容を十分理解した上で落札するものとします。

4.2.2　落札店は出品車両に関する不明な事項（含む、画像と文字情報の相違など）を事前に本部を仲介して出品店に問合せを行い確認する事とします。問い合わせは指定の書式をもって、ファクシミリにて本部が受付する事とします。但し、外装の車両状態など、問合せに対応出来ないものが有ります。また、既にオークション会場に搬入となっている場合も、問い合わせ内容次第では対応出来ないものがあります。

4.2.3　落札する車両に関して、出品店、又は本部による車両情報の変更が行われている場合があるため、落札直前の車両情報の最終確認を必ず行うこととします。

4.3（落札車両代金）

4.3.1　落札店は本部の定める落札車両の代金・手数料・自動車税相当額、その他預り金等を本規約 6. 決済規定に従い代金決済しなければなりません。

4.3.2　前項において、落札車両の所有権は落札店が落札車両代金を支払った事を本部が確認した時点で、出品店から落札店に移転するものとします。

4.3.3　落札店が落札車両代金を本部に支払う前に、本部が出品店に対して車両代金を支払った場合、当該車両の所有権は落札店からの代金決済がされるまで本部に留保されます。

4.4（継続的立替払いの限度額）

本部による立替払い金限度額は、本部と G&D 加入者が契約する際の審査内容により決定されるものとします。なお、本部は当該加入者の取引状況、支払状況に応じその限度額の変更をする場合があります。

4.5（移転登録）

4.5.1　落札車両の移転登録は成約日の翌月末日迄に完了しなければなりません。
移転登録が期限内に完了しない場合は本規約 8.2 に定める名義変更遅延ペナルティが発生します。

4.5.2　移転登録の完了した車両は速やかに本部に申告しなければなりません。申告の方法は本規約 8.3 名義変更完了の申告方法によるものとします。

4.5.3　自動車税相当額の精算方法は本規約 8.名義変更規定によるものとします。

4.6（落札店の義務）

4.6.1　落札店は、落札車両を陸送業者又は出品店から受領した後、速やかに当該車両の状態と車両情報の確認をしなければならないものとします。

4.6.2　前項のほか、落札店は当該落札車両内に不要物がないことを確認するものとし、不要物があった場合には、落札店の責任において処分するものとします。

4.6.3　落札店には落札車両の支払い義務が生じ、原則としてその支払い義務を免れることはないものとします。

4.6.4　落札店には譲渡書類一式を受領したその日に開封し内容物を確認する義務があります。

4.6.5　前項において、落札店は受領した譲渡書類一式の中に、不要物が含まれていた場合、落札店の責任において処分するものとします。

4.7（落札車両の輸送方法）

4.7.1　落札車両に関する輸送は本規約 5.輸送規定に定める本部推奨の陸送業者等を利用することを原則といたします。
4.7.2　陸送手配方法、その他の注意事項は本規約 5.輸送規定を参照しなければなりません。

4.8（車両引取り遅延）

4.8.1　落札店は、落札後速やかに陸送の手配をし、落札車両が出品店店舗在置時には成約日翌 3 日以内、また陸送中及び他自動車オークション会場在置時には当該オークション会場の車両搬出期限日までに、落札車両を引取るよう陸送業者に委託するものとします。
4.8.2　何らかの落札店の過失により、4.8.1 を超えても出品店からの車両引取りが行われなかったこと、又は落札車両が当該自動車オークション会場にあり、落札店の車両陸送手配遅延により自動車オークション会場への再出品料が発生したことが出品店からの申告により発覚した場合は、落札店は出品店に対し、車両引取り遅延ペナルティとして金 10,000 円を支払うものとし、以後 7 日ごと（1 開催ごと）に金 10,000 円を加算するもの（ただし積算額上限を金 50,000 円）とします。引取り遅延により生じた AA 出品料は出品店負担とします。
なお、成約日翌 3 日以内に陸送業者から出品店に連絡があったが、お互いの定休日等の問題により、調整した結果、落札車両の引取りが成約日翌 3 日以内にできなかった場合など、本部がやむを得ないと判断した場合にはこの限りではありません。
4.8.3　落札車両が本部が管理するデポ地に搬入されていた場合、以下のようにするものとします。
①本部は、善良なる管理者の注意を持って、落札車両の保全及び保管をするものとします。
②G&D システム等の規約に定める期限（以下、「引取期限」という）後もなお、落札店が引取りを行わない落札車両について、本部はその一切の責任を負わないものとします。
③引取期限から 1 ヶ月以上経過したにもかかわらず、落札店が落札車両の引取りを行わない場合、本部は落札店が当該車両の所有権を放棄したものとみなし、本部の任意の方法により当該車両を処分する事ができるものとします。

4.9（クレームの申告）

落札した車両において内装、外装、機関、機構等の車両状態が落札時の車両情報と著しく異なり、大きな相違がある場合、本規約 9.審査（クレーム）規定に従いクレーム申告を行う事とします。

4.10（評価基準）

評価基準に関しての詳細は、別途「インスペクション・マニュアル」において定めます。

5.輸送規定

5.1（車両受領日）

「車両受領日」とは、落札店が陸送業者から落札車両を受領した日を言います。落札店が本規約 5.10 により直接出品店から引取ったときは、その引取りの日をもって「車両受領日」とします。

5.2（G&D システム推奨陸送業者）

5.2.1　G&D システム成約車の陸送は本部の推奨する陸送業者を利用することを原則とします。
推奨陸送業者：株式会社ゼロ　トヨタ輸送株式会社　マロックス株式会社　キャリア・メッセ株式会社　株式会社ロジコ
5.2.2　推奨業者は本部の承認をもって適宜追加する事があります。

5.2.3 本部の推奨する陸送業者以外を利用して成約車両の陸送を行う場合は、落札店は責任をもって、最低限事故等に対する損害を補償できる陸送業者を選定するものとします。

5.3（陸送手配）

5.3.1 陸送の手配は落札店が行うものとします。
5.3.2 陸送に際しての事故、損害等に対しての責任は、原則全て落札店側が負うものとし、本部は一切の責任は負わないものとします。

5.4（陸送料金）

5.4.1 陸送料金については各社個別の基本料金表に準拠して取り決めるものとします。ただし車両の種別、地域によっては依頼先陸送業者の規定に基き、割増し料金がかかることがあります。
5.4.2 料金は依頼先陸送業者の指定する精算方法に従って各依頼先陸送業者に対して支払うものとします。

5.5（出品店の義務）

5.5.1 出品店には成約車両を引渡しの時まで保全と保管の義務があります。
5.5.2 出品店は成約車両を成約後直ちに引渡しが出来るようにすること。ただし、成約車両が AA 会場に搬入されている場合、又は陸送中の場合は除きます。
5.5.3 成約車両の引渡しには立会いを行い、各陸送業者所定の車両状態確認書控えを受領し、記入漏れ等がある場合はドライバー（陸送業者）に申告して下さい。成約車両が AA 会場に搬入されている場合、陸送中の場合は除きます。
5.5.4 出品店が予め車両情報として記載した事項により、アルミホイールやマフラーなどの部品を成約車両に積み込み、引渡しを完了させる責任は出品店にあるものとします。また、部品などを車両とは別に送付する場合、その梱包、送付にかかる諸経費は出品店が負担するものとします。
5.5.5 5.5.4 のほか、出品店は出品車両から不要物を取り外しておかなければなりません。
5.5.6 出品店は、出品車両の前オーナーから、車両内の残置物が任意に処分される可能性について、予め承諾を得ておかなければなりません。

5.6（落札店の義務）

5.6.1 落札店は、落札後速やかに陸送の手配をし、落札車両が出品店店舗在置時には成約日翌 3 日以内に落札車両を引取ることを指示しなければなりません。ただし、落札車両が AA 会場に搬入済みの場合、また陸送中の場合は除きます。
5.6.2 何らかの落札店の過失により、5.6.1 で定める期限を過ぎても落札店からの車両引取りが行われない場合、出品店からの申告により、落札店は出品店に対し、車両引取り遅延ペナルティとして金 10,000 円を支払うものとし、以後 7 日経過ごと（現車場所が AA 会場の場合は 1 開催ごと）に金 10,000 円を加算する（ただし積算額上限は金 50，000 円）ものとします。ただし、成約日翌 3 日以内に陸送業者から出品店に連絡があったが、お互いの定休日等の問題により、調整した結果、落札車両の引取りが成約日翌 3 日以内にできなかった場合など、本部がやむを得ないと判断した場合にはこの限りではありません。
5.6.3 前項、前々項において落札車両が本部が管理するデポ地に搬入されていた場合、以下のようにするものとします。
①G&D システム等の規約に定める引取期限後もなお、落札店が引取りを行わない落札車両について、本部はその一切の責任を負わないものとします。
②引取期限から1ヶ月以上経過したにも関わらず、落札店が落札車両の引取りを行わない場合、本部は落札店が当該車両の所有権を放棄したものとみなし、本部の任意の方法により当該車両を処分することができるものとします。
5.6.4 落札店は落札車両の所在地を出品店に問い合わせなければなりません。連絡先は[GAO!Stock 落札確認書]に記載されています。
5.6.5 落札車両を陸送業者から受領する時には立会いをし、「G&D システム登録内容一覧」と「各陸送業者所定の車両状

態確認書」と「当該車両の状態」を確認しなければなりません。

5.6.6 「各陸送業者所定の車両状態確認書」と「当該車両の状態」が著しく異なる場合、その場で陸送業者の社名、氏名、営業連絡先等を確認し、陸送を手配した営業所に連絡してください。

5.6.7 陸送料金は落札店の負担とします。

5.6.8 陸送中に生じた車両故障は落札店の責任となります。

5.6.9 落札店は、受領した車両の中に、前ユーザー等の個人情報を含む資料等のうち、車両売買に不必要なものが含まれていた場合、破棄するものとします。

5.7(引取り先がオークション会場の場合の注意点)

5.7.1 [GAO!Stock 落札確認書]に記載された現車場所が「陸送中」「AA 会場」の場合、車両引取り先は AA 会場とします。なお、出品店から AA 会場までの陸送費等については出品店の負担となります。

5.7.2 5.7.1 の場合、落札店による車両の引取りは AA 終了後となります。

5.7.3 AA 会場からの車両の引取りは原則として落札店が依頼した陸送会社が行うものとします。

5.7.4 AA 会場から車両が引取られる場合、当該車両状態の確認は陸送会社のドライバーが行い、出品店は立ち会うことが出来ないことをあらかじめ了承するものとします。

5.7.5 5.7.4 の場合、落札店は可能な限り車両情報を陸送会社へ開示(自社引取りの場合は「G&D システム登録内容一覧」を持参)し、その場において車両情報、当該車両の AA 出品票をそれぞれ確認させるものとします。

5.7.6 落札日の段階で AA 出品番号が決定していない場合は、落札店は AA 当日に本部に連絡しオークション出品番号及び POS 番号の確認を行うこととします。

5.7.7 落札車両が AA 会場にあり、落札店の車両陸送手配遅延により AA への再出品料が発生したことが出品店からの申告により発覚した場合、5.6.2 の定めに従い、落札店は出品店に対し、車両引取り遅延ペナルティとして金 10,000 円を支払うものとし、以後 7 日経過ごと(1 開催ごと)に金 10,000 円を加算するものとします。また、引取り遅延により発生した当該自動車オークション会場への再出品料は出品店が負担する事とします。但し、本部がやむを得ないと判断した場合にはこの限りではありません。

5.8(推奨陸送業者各社との取決め事項)

5.8.1 陸送業者は落札車両の引取り時にドライバーが記入する「各陸送業者所定の車両状態確認書」に記載した内容を保証するものではありません。

5.8.2 引取り時のチェック項目には補修跡、加修跡を付加しないものとします。タッチペン跡も同様とします。

5.8.3 落札車両の引取り、納車は陸送業者の関連会社が行うことがあります。

5.8.4 落札車両の個人宅への引取り、納車は行いません。

5.8.5 出品店、落札店双方共に「各陸送業者所定の車両状態確認書」の保管をする義務があります。

5.8.6 出品店は車載品(リモコン、保証書、ナビゲーション等)の存否につき申告をしなければなりません。

5.8.7 車両引渡しの際は必ず立会い、各陸送業者所定の車両状態確認書に記載されるキズの有無等が成約車両と著しく異なる場合は、その場でドライバーにキズの存在等について必ず確認をとるものとします。

5.9(事故・クレーム)

5.9.1 陸送業者に対しての異議の申し立ては落札車両到着の段階でドライバーに申告し、その後の具体的な対応は陸送業者と各 G&D 加入者で行うものとします。

5.9.2 陸送の過程で万一事故が発生し車両破損を生じた場合、各陸送業者で付保している保険の補償範囲内で修復します。

5.9.3 本部としては、事故及び陸送納期の遅れによる買取り、利益の保証、格落ちした場合の補償、代車料の支払いは行いません。

5.9.4 輸送中発生した機能上、構造上の起因による故障については保証しません。

5.10（自社引取り_落札店が自ら直接引取る場合）

落札車両の引取りに関して、落札店が自ら直接引取ることを本部は基本的には認めていません。やむを得ない事情のため、自社引取りを行う場合は次の事項にご留意願います。

5.10.1 内装、外装、車載品、動作確認の出来る装備品については、落札車両引取り時に当該場所で確認してください。装備品の有無も同じく、その場で出品店担当者に申告してください。
なお、引取り先が AA 会場の場合は本規約 5.7.5 に準ずるものとします。

5.10.2 車両引取り後、出品店担当者に申告した内容を本部にファクシミリにて報告してください。クレーム等の対応は本部を通して行うため、出品店、落札店間で直接の交渉をしてはなりません。。

5.10.3 成約車両を自走させる際は、道路交通法を遵守しなければなりません。

5.10.4 自社引取り後の車両の保管に関する責任は落札店が負担します。

6.決済規定（代金決済）

6.1（諸手数料）

諸手数料はファクシミリ等の紙面を用いた通知、または本部が別途指定する Web サイト上に掲載いたします。

6.2（代金決済方法）

6.2.1 代金決済の方法は、現金を振込みする方法とします。

6.2.2 振込みに要する手数料は、送金側の負担とします。

6.3（出品店に対する代金決済）

6.3.1 本部は出品店に対する代金決済を、[GAO!Stock ご請求書兼お支払書（計算書）]に記載されているすべての成約車両の譲渡書類一式が当該書面に記載されている書類送付先に到着後、所定の手数料を相殺し振込みいたします。

6.3.2 クレームによる値引き、ペナルティ、キャンセル車両代金等に関しては、[GAO!Stock ご請求書兼お支払書（計算書）]にて記載されている「お振込期日」までに代金決済を行なってください。

6.3.3 出品店が本部に対して長期に債務の履行を怠った場合、本部の支払金額から相殺させていただく事があります。

6.4（落札店からの代金決済）

6.4.1 落札店からの代金決済は、銀行営業日で落札日の翌 7 日を入金期限とし、「今回差引ご請求金額」の金額を本部が指定する口座に着金するよう振り込むものとします。

6.4.2 落札店は落札車両に対するクレームがあった場合でも、そのクレーム解決に拘わらず、支払期限内に当該車両に対する落札車両代金等を代金決済しなければなりません。

6.4.3 代金決済に関しては手形、小切手での決済は出来ません。また、振込みに関する一切の手数料は送金側の負担とします。

6.4.4 本部に対して、債務不履行により発注権限が停止した場合、本部にて債務の入金確認がとれた日の翌日に発注権限の停止解除を行います。なお、度重なる債務不履行が発生した場合、本部の判断により G&D システムの使用を制限いたします。

6.4.5 落札店が本部に対して長期に債務の履行を怠った場合、本部の支払金額から相殺させていただく事があります。

6.5（本部からの代金決済）

落札車両がキャンセルになった場合、落札店に対する支払金額は、当該車両の譲渡書類一式が[GAO!Stock ご請求

書兼お支払書(計算書)]に記載されている、本部が指定した先に到着してから、本規約 6.3 と同様に精算します。また、出品店に対して本部よりキャンセル車両代金・キャンセル手数料(金 47,000 円)・キャンセルペナルティ等の請求金額がある場合は、入金確認後、当該車両の譲渡書類一式を発送いたします。

6.6(遅延損害金)

本規約に定める落札車両代金に関する債務の履行を怠った場合は、[GAO!Stock ご請求書兼お支払書(計算書)]に記載されている「お振込み期日」から債務の弁済が履行されたまでの期間に対し、落札車両一台につき、遅延日数(銀行営業日)に金2,000 円を乗じた遅延損害金を請求いたします。なお、債務不履行の場合は発注権限の停止を行い、G＆D 契約の解除をする事があります。

6.7(消費税)

6.7.1 車両代金と本規約 6.1 諸手数料に関しては、消費税を別途表示にて[GAO!Stock 成約確認書][GAO!Stock 落札確認書][GAO!Stock ご請求書兼お支払書(計算書)]に記載されるものとします。

6.7.2 消費税非課税扱いとなる福祉目的の車両とは、厚生労働省告示に基く非課税商品に該当する自動車のことを言います。

6.7.3 前項の車両については、成約時において課税対象か非課税対象かの判別がつきにくい点を踏まえ、成約時に落札店より一旦消費税を預かり、出品店へ支払うものとします。落札店は当該車両が到着後、速やかに架装内容等から非課税対応か否かの確認を行い、成約日の翌月末日以内の申告に限り、且つ現車の現状が非課税対象車両であることを本部が認めたものに限り消費税の再清算を行うものとします。

7.書類規定

7.1(譲渡書類)

7.1.1 譲渡書類とは、日本国内で新規・移転・抹消登録可能な書類および自動車損害賠償責任保険証明書、リサイクル預託証明書(または預託金額が証明できる書類)、納税証明書(車検満了日が名義変更期限内の場合)をいうものとします。また、譲渡書類は全国の運輸支局または検査登録事務所で登録可能な書類であり、かつ差し替え可能なものとします。

7.1.2 7.1.1 において、出品店は必要となる譲渡書類に、旧所有者の住所、氏名、車台番号等の記載を行うものとします。

7.1.3 受け渡しする譲渡書類は原則として出品店名義であるものとし、譲渡書類一式の中に不要物が含まれないよう留意するものとします。

7.1.4 出品店は成約後、譲渡書類一式を成約日の翌日から9日目の午前中までに、[GAO!Stock 成約確認書]に記載されている書類送付先に到着するように送付する事とします。ただし、当該期日が日曜日にあたる場合は、その翌日の午前中までの到着とします。

7.1.5 7.1.4 において出品店が譲渡書類を送付する場合は、その内容を確認した上で指定の書類送付書に必要事項を記入し、提出しなければならないものとします。ただし、書類送付書の内容に相違があることが本部で確認された場合は、本部にて代筆または訂正ができるものとします。

7.1.6 譲渡書類一式の送付については宅配便、もしくは簡易書留などの到着履歴の取れる方法で行わなければなりません。

7.1.7 送付に関する代金は送り手側の負担とします。

7.1.8 落札店は、譲渡書類を受領した場合には、その内容を速やかに、且つ十分に確認しなければならないものとします。

7.2(書類有効期限)

7.2.1 譲渡書類のうち印鑑証明については、成約日の翌月末日において発行日より 3 ヶ月以内のものを提出しなければ

なりません。また、有効期限を記入された委任状については、成約日の翌月末日まで有効なものでなければならないものとします。

7.2.2 譲渡書類の有効期限が成約日の翌月末日に満たないことが発覚した場合、または何らかの事情により早期名義変更を依頼したい場合、落札店が承諾した場合に限り、出品店は落札店に早期名義変更ペナルティとして金 10,000 円を支払うことにより、早期名義変更を依頼する事ができます。

7.2.3 7.2.1において、譲渡書類の有効期限が成約日の翌月末日よりも短い場合、「書類有効期限つき出品車両」として出品登録することができます。ただし、この場合、書類有効期限が成約日の翌28日以上残っているものとし、出品店は成約後速やかに譲渡書類の発送を行うものとします。

7.2.4 7.2.3において、登録された書類有効期限より実際の書類の有効期限が長かった場合、登録された書類有効期限を優先させ、登録された期限より名義変更が遅延した場合、落札店は出品店に対し下記のペナルティを支払うものとします。

書類有効期限日からの経過日数	ペナルティ
7日以内	金10,000円
8日以上	1週間毎に金10,000円を加算 （積算額上限を金100,000円とする）

7.2.5 7.2.3において、登録された書類有効期限より実際の書類の有効期限が短かった場合、書類有効期限欄に入力せず直接セールスポイントまたは検査員記入欄に登録した場合、及び書類有効期限の記載が無かった場合は、書類不備もしくは早期名義変更として扱うものとします。

7.3（車検有効期限）

7.3.1 車検有効期限が出品成約日の翌月末日に満たない車両は、本規約 3.3.7 に基づき、車両登録画面で検なし、登録抹消の何れかを選択入力するものとします。検なしを選択した場合は、検査員記入欄に車検の有効期日を記入するものとします。なお、既にナンバープレートを返納した車両、または抹消登録した車両は、登録抹消としているものと扱われるものとします。

7.3.2 車検有効期限が登録より短かった場合は、落札店はキャンセルを申し出ることができます。なお、この場合は 9.7.3 に基づいてクレームの解決が行なわれるものとします。

7.3.3 前項において落札店がキャンセルを申し出ない場合は、出品店は落札店に対し、ペナルティとして 1 ヶ月あたり普通車は金 5,000 円（軽自動車は金 3,000 円）掛ける残月数のペナルティを支払うものとします。但し、積算額の上限は 12 ヶ月分までとします。なお、抹消登録されていた場合は、別途ペナルティとして金 10,000 円が加算されるものとします。

7.3.4 前項で検なしを選択した場合、継続検査用 OCR シート及び継続検査用納税証明書は出品店にて用意するものとします。

7.3.5 納税証明書について

（1）成約日と同一年度内に成約車両の車検有効期間が満了する場合においては、継続検査用納税証明書は出品店にて用意するものとし、原則として譲渡書類一式に添付して送付するものとします。

（2）（1）において添付して送付されず、後日落札店より請求があった場合は、依頼日より7 日以内に手配することとし、出品店が期限内に準備できなかった場合は、7.5.4 における書類発送遅延ペナルティを落札店に支払うものとします。但し、自動車税納付期限内は除くものとします。

7.4（書類不備）

7.2 の要件を満たさない場合は書類不備となり受付しません。

注意点：倒産、ダブル移転書類や死亡相続書類、サイン証明を含む書類、未成年名義の書類など地域によって書類の扱いが異なるものは書類不備となります。必ず出品店名義にして出品登録して下さい。本部到着時に書

類不備扱いとなり、7.1.1 の差し替えが必要となった場合、出品店は速やかに差し替え手配を行うこととします。

7.4.2 抹消登録以外の成約車両（普通車）において、ナンバープレートが当該車両から外された場合、次のように対応するものとします。

現車所在地	対応内容
落札店	ｷｬﾝｾﾙもしくはﾍﾟﾅﾙﾃｨとして金 30,000 円
AA 会場	ｷｬﾝｾﾙもしくはﾍﾟﾅﾙﾃｨとして金 30,000 円、または出品店引き揚げによる名義変更

※ｷｬﾝｾﾙの場合、出品店は陸送費及びｷｬﾝｾﾙ手数料を負担するものとします。

※現車が AA 会場に搬入されており、出品店が引き揚げて名義変更する場合の陸送費は、出品店の負担とします。この場合、名義変更完了後に出品店は本部に速やかに連絡をし、本部の指示のもと落札店は陸送手配を行います。なお、当初の AA 会場にあった場合と比べ陸送費の差額が発生した時は、出品店が差額を負担するものとします。

出品店からの車両搬出前にナンバープレートの取外しが発覚した場合、出品店は原則名義変更もしくは抹消登録を行うものとし、それぞれに応じてクレーム対応するものとします。

7.5（落札店書類到着後不備）

7.5.1 落札店は、本部が定める書類送付先から到着した書類に名義変更上の不備が有った場合は、直ちに当該書類送付先へ連絡するものとします。なお、落札店からの書類不備連絡の受付は午後 6 時までとし、それ以後到着したものは翌日の受付とします。

7.5.2 出品店は、前項に基づく差替えもしくは追加書類の依頼を受けたときは、本部もしくは本部が定める書類送付先より連絡があった日の翌 7 日以内に書類を用意し、7.5.3（1）に定められた書類発送を行うものとします。

7.5.3 出品店からの書類発送は次の通りとします。

（1）出品店は、書類発送の用意が出来次第、本部が定める書類送付先から指示された送付先へ直ちに送付するものとします。

（2）落札店は、差替えが必要な書類の場合、本部が定める書類送付先から指示された送付先へ直ちに送付するものとし、その到着確認をもって差替え後の書類が送付されるものとします。

7.5.4 出品店が 7.5.2 に定める期日内に必要な書類を完備できない場合は、以下に定める起算日に基づき、下記表のペナルティが発生するものとします。

（1）追加書類の場合は、本部が出品店に連絡を行った日を起算日とします。

（2）差し替えを要する場合は、本部の指示した場所へ差し替えるべき書類が届いた日を起算日とします。

7.5.2による依頼日からの経過日数（依頼日を除く）	書類発送遅延ペナルティ
8日以上15日未満	金12,000円
15日以上22日未満	金20,000円
22日以上（キャンセル可）29日未満	金50,000円
29日以降7日経過ごとに	上記に金10,000円を加算 （積算額上限を金100,000円とする）

7.6（書類遅延ペナルティ）

出品店が移転登録に必要な書類を書類到着期限より遅延した場合、出品店は落札店に対し下記のペナルティを支払うものとします。

注意点：遅延日数の計算は、G&D 成約明細書に記載されている書類送付先到着日までを計算します。

成約日からの経過日数（成約日は含まず）	書類遅延ペナルティ

10日以上15日未満	金12,000円
15日以上22日未満	金20,000円
22日以上(キャンセル可)29日未満	金50,000円
29日以降7日経過ごとに	上記に金10,000円を加算 （積算額上限を金100,000円とする）

7.7（書類遅延キャンセル）

7.7.1 成約日の翌日から起算し、22 日以上の書類到着遅延で落札店はキャンセルを申し出ることができます。
その場合、出品店はそれまでに発生している書類遅延ペナルティとは別途に、キャンセルペナルティとして、金50,000 円とキャンセル手数料として金 47,000 円、陸送代金及び成約車両にかかった費用で領収書があり本部が認めた実費を支払うものとします。ただし、逸失利益は実費には含まれないものとします。

7.7.2 成約日の翌日から起算し 22 日以上経過し、その時点において出品店が譲渡書類の提出ができない明らかな理由がある場合、出品店はキャンセルを申し出ることができるものとします。この場合出品店は、それまでに発生している書類遅延ペナルティとは別途に、キャンセルペナルティとして、金 100,000 円とキャンセル手数料として金 47,000 円、陸送代金及び成約車両にかかった費用で領収書があり本部が認めた実費を支払うものとします。ただし、逸失利益は実費には含まれないものとします。

7.8（書類紛失、書類有効期限失効）

7.8.1 出品店は落札店が止むを得ない事情で譲渡書類を紛失、もしくは期限を失効し、または書き損じをした場合には、差替えに応じるものとします。この場合、落札店は所定のペナルティを出品店に支払わなければなりません。ただし、譲渡書類に旧所有者（譲渡者、委任者）が記載すべき欄が未記入で、落札店が書き損じた場合についてはペナルティを免除するものとします。

7.8.2 7.8.1 において、落札店は、譲渡書類の差替、及び再交付の依頼は本部を通じて行うものとします。なお、再交付の場合は、落札店は顛末書を提出するものとし、万一これに違反した場合は、落札店は7.8.4 に定める書類差替ペナルティの他に、禁止行為によるペナルティとして、金 30,000 円を出品店に支払うものとします。

7.8.3 7.8.1 において、出品店による譲渡書類再交付ができない明らかな事由がある場合、落札店は 7.8.4 のペナルティを支払う必要はないものとします。なお、7.8.1 及び本項において、出品店及び落札店は本部による調停処理または裁定に従うものとします。

7.8.4 書類差替えペナルティは下記の通りとします。

事由	ペナルティ
抹消謄本の紛失	金50,000円
印鑑証明書の紛失または期限失効	金50,000円
その他の書類の紛失または期限失効	金20,000円
納税証明書の紛失、譲渡書、委任状の書き損じ	金10,000円

※各ペナルティの積算額上限を金 100,000 円とします。
※その他の書類に自動車損害賠償責任保険証明書は含まず、出品店は再交付の義務を負わないものとします。

7.9（備品類について）

譲渡書類一式を GAO!Stock 成約確認書に記載されている書類送付先に発送する際、当該車両に関係ない書類、備品等は全て出品店の責任において破棄するものとします。譲渡書類の書類送付先到着時、私物、無関係な書類等は

破棄する場合があり、本部及び、本部の業務委託先は破棄及び紛失に関わる一切の責任は負わないものとします。

8.名義変更規定

8.1（名義変更と落札店の義務）

8.1.1 抹消書類以外で書類渡しが完了した車両については、名義変更（移転登録または抹消登録）の義務が発生するものとし、名義変更に関する手続きは落札店側で責任をもって対応するものとします。

8.1.2 名義変更完了期日は成約日の翌月末日迄、または落札店が早期名義変更依頼に応じた場合のみ、書類有効期限日迄とします。

8.1.3 落札店は名義変更を完了した場合、本規約 8.3 に定める方法で書類送付書に記載されている送付先まで通知しなければなりません。送付先への到着確認の義務は落札店にあるものとします。

8.1.4 車両受領日以降の道路交通法違反通知等が旧所有者に連絡される等の事態が生じたときは、落札店は出品店に対して金 30,000 円のペナルティ及び反則金を支払うものとします。

8.1.5 落札店から名義変更完了の通知が無く、本部より落札店への請求にもかかわらず、成約日の翌々月末日（期限付き出品車両の場合、登録期限の 5 日後）が過ぎても連絡がない場合、確認のため、本部にて現在登録証明もしくは詳細登録証明を運輸支局より取寄せします。その際、落札店は本部に対して 1 件に付き金 5,000 円のペナルティを支払うものとします。なお、その時点で名義変更が未完了の場合、本部は現在登録証明書もしくは詳細登録証明書を運輸支局より取寄せ確認する都度に、ペナルティとして金 5,000 円を落札店に請求するものとします。またその際にも、別途落札店の名義変更遅延ペナルティの支払いは遅延状況に応じて発生するものとします。

8.1.6 落札車両が軽自動車の場合、本部からの請求後、落札店より成約日の翌々月末日（期限付き出品車両の場合、登録期限の 5 日後）までに書類送付書に記載されている送付先に対して名義変更完了の通知が無ければ、落札店は出品店に対し、報告遅延として金 5,000 円のペナルティを支払うものとします。なお、ペナルティ支払い後も落札店は名義変更後の完了手続き（車検証写しの送付）は必ず行うこととします。

8.1.7 抵当権設定車、または差押え等、出品登録車両に制限が加えられている事実が成約後に判明した場合には、全て出品店の責任で解除しなければならないものとします。なお、出品店は解除に要する費用を負担するものとします。

8.1.8 前項において、抵当権設定車、または差押え等の事実が発覚した場合、本部へ連絡した日から起算して 22 日以上の経過においてもなお、出品店がこれらの制限を解除できない場合、落札店はキャンセルを申し出ることができるものとする。この場合、出品店はキャンセルペナルティとして、金 100，000 円とキャンセル手数料として金 47,000 円、陸送代金及び成約車両にかかった費用で領収書があり本部が認めた実費を支払うものとする。但し、逸失利益は実費には含まれないものとする。

8.2（名義変更遅延ペナルティ）

8.2.1 名義変更完了が期日を越えた場合、落札店は出品店に対して下記ペナルティを支払うものとします。

名義変更遅延日数	7日以内	8日以上 14日以内	15日以上 21日以内	22日以上
ペナルティ	金10,000円	金20,000円	金30,000円	1週間毎に 金10,000円を加算 （積算額上限を金100,000円とする）

8.2.2 名義変更遅延日数の期間計算について、書類紛失、書類差替えが発生した場合は、書類紛失等の申告日から書類差替えが完了し、本部または本部が定める書類送付先に届いた期日までの日数を差し引いて期間計算を行います。

※車両クレームを申告し、解決していない状況でも名義変更は成約日の翌月末日までに完了させなければなりません。車両クレーム進行中に名義変更していない場合においても、名義変更遅延ペナルティが課せられます。

8.3（名義変更完了の申告方法）

落札店が落札車両の名義変更を完了した場合、速やかに完了後の車検証の写しに出品登録番号と車名を記載し、書類送付書に記載されている送付先までファクシミリにて送信しなければなりません。送付先への到着の確認の義務は落札店にあるものとします。

8.4（早期名義変更依頼）

譲渡書類の有効期限が成約日の翌月末日に満たないことが発覚した場合、または何らかの事情により早期名義変更を依頼したい場合、落札店が承諾した場合に限り、出品店は落札店に早期名義変更ペナルティとして金 10,000 円を支払うことにより、早期名義変更を依頼する事ができます。

8.5（自動車税の負担）

8.5.1 普通自動車の自動車税相当額の負担については、成約日の翌月分から落札店の負担とします。

8.5.2 成約車両が抹消登録車以外の普通自動車の場合、成約日の翌月から年度末分までを自動車税相当額として落札店から一時本部で預かります（下記表参照）。

成約月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
自税相当額	2ヶ月分	1ヶ月分	12ヶ月分	11ヶ月分	10ヶ月分	9ヶ月分
成約月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
自税相当額	8ヶ月分	7ヶ月分	6ヶ月分	5ヶ月分	4ヶ月分	3ヶ月分

8.5.3 売買により発生した自動車税相当額は、名義変更通知を書類送付書に記載されている送付先で確認したのち、本部が自税締め日（毎月 5 日、20 日）の後「GAO!Stock ご請求書兼お支払書（計算書）」を作成し、自動車税相当額の精算計上を行います。なお、成約時に抹消登録（自動車税相当額が発生していない）されていた車両において、落札店への書類渡しが継続書類に変更された場合は、落札店に対して別途自動車税相当額を請求する場合があります。また、成約時に自動車税相当額の預りが発生している車両で、落札店への書類渡しが抹消書類に変更された場合は、同様の精算処理により、落札店に自動車税相当額を返金するものとします。

8.5.4 成約車両に自動車税の未納付が発覚した場合は、出品店はすみやかに自動車税未納付分全額を延滞金も含めて納付を行い、本部もしくは本部が定める書類送付先から連絡があった日の翌 7 日以内に、継続検査用納税証明書を提出しなければならないものとします。

なお、期限内に提出されない場合は、自動車税未納付に対するペナルティとして金 10,000 円を落札店に支払うものとし、かつ自動車税未納付分全額を延滞金も含め負担するものとします。但し、自動車税納付期限内は除くものとします。

8.5.5 出品店からの還付請求権譲渡書（還付委任状・還付書類）は、一切これを受理しないものとします。出品店は誤って還付請求権譲渡書を「GAO!Stock 成約確認書」に記載されている書類送付先に送付した場合、本部または書類送付先へ連絡をいれるものとします

8.5.6 自動車税相当額の精算方法は、落札店が移転登録（3 月成約で 3 月中に移転登録をした場合を除く）した場合は、全額を出品店へ還元し、抹消登録した場合は抹消登録完了月により異なるものとします。

（例）成約時の登録状況と自動車税相当額

成約年月日	○○年4月8日（成約月4月）
自動車税相当額	11ヶ月分（年度内残分）
旧登録番号	千葉330め1234

落札店による移転登録・抹消登録条件と自動車税相当額の返金

	同県・他県問わず移転登録		抹消登録	
	同月移転登録完了	翌月移転登録完了	同月抹消完了	翌月抹消完了
名義変更完了月	4月	5月	4月	5月
新登録番号	千葉330め1234	福島330て5678	抹消	抹消
出品店へ還元	11ヶ月分	11ヶ月分	なし	1ヶ月分
落札店へ返金	なし	なし	11ヶ月分	10ヶ月分

8.5.7 落札店は、落札後に一度移転登録を行い、さらに同一年度内に抹消登録をした場合、抹消月の翌月 5 日までに本部に抹消登録をした車検証の写しをファクシミリにより送信するものとします。これを本部が受理したものに限り自動車税相当額再精算の受付をし、出品店は本部の還付処理に応じるものとします。この場合、車検証の写しの本部への到着確認の義務は落札店にあるものとします。

8.5.8 軽自動車に関しては、落札日に関わらず、落札店から次年度分の自動車税相当額を名義変更預り保証金として本部が預かります。

8.5.9 本条による預り金は成約日と同一年度内に名義変更が完了した場合、落札店に返金し、次年度（4 月 2 日以降）に名義変更が完了した場合は出品店に支払います。

8.5.10 軽自動車に関しては、落札店が名義変更と同時に旧名義人の納税義務消滅の手続きを行うものとします。なお、出品店に軽自動車納付通知書が届いた場合、落札店は税止めを確認し、軽自動車協会、市町村等に連絡し、課税対象車両から解除するように責任を持って対応し、この結果を本部に報告しなければならないものとします。

9.審査（クレーム）規定

9.1（目的）

本規定は車両取引に関し発生しうる諸問題について、売買契約の当事者双方が建設的かつ紳士的に解決する努力をし、理解と協力を持って対応する事を目的とします。

9.2（対象者）

審査規定の対象者は、出品店と落札店とし、落札店から当該車両を購入したユーザー、出品店へ当該車両を売却したユーザーを対象にするものではありません。

9.3（本部による仲介）

クレームの申告及び交渉は、本部が中立的立場で仲介します。なお、交渉は必ず本部を通して行うものとし、出品店、落札店による直接の交渉は認めません。ただし、本部が事前に許可した場合は除きます。

9.4（クレーム申告期間と申告方法）

9.4.1 クレーム申告期間は別に定める事例を除き、車両受領日の翌 3 日以内とします。

9.4.2 車両受領日の確認方法は各陸送業者所定の車両状態確認書等をもって行います。

9.4.3 車両クレームの申告は本部指定のクレーム申告依頼書に申告内容を記載の上、ファクシミリにて指定の送付先へ送付することとします。

9.4.4 クレームの申告については、一度で全ての内容を申告することとし、追加申告は原則として認めません。ただし、一回目のクレーム申告の際にその他の瑕疵に対する申告が不可能であったと本部が判断した場合は、その限りではありません。

9.4.5 クレーム申告に伴う費用（見積り費用等）については、落札店の負担とします。

9.4.6 クレーム対応時間は月曜日から土曜日の午前 9 時 30 分から午後 7 時までとします。ただし、受付は申告期限翌日の午前 0 時迄とします。

9.4.7 クレーム申告後、長期（最終依頼日より 7 日以上）に渡り本部に連絡が無く、当該車両の瑕疵等を判断する為の資料（写真、見積り等）の提供が無い場合はノークレーム扱いとします。

9.5（クレーム対象事項）

9.5.1 下記の表はクレーム申告についての目安となるものです。ただし、予めその瑕疵について記載がある場合は除外します。

<table>
<tr><th>部位</th><th>クレーム範囲・内容</th><th>申告期間</th></tr>
<tr><td rowspan="3">外装</td><td>登録内容と現車の状態が著しく異なる場合</td><td>車両受領日翌3日以内</td></tr>
<tr><td>色違い、色替え、防錆車両</td><td>同上</td></tr>
<tr><td>ﾋｮｳ害、塩害</td><td>同上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">内装</td><td>登録内容と現車の状態が著しく異なる場合</td><td>同上</td></tr>
<tr><td>室内の異臭（著しいもの）
（例）動物、魚など</td><td>同上</td></tr>
<tr><td rowspan="4">装備品</td><td>標準装備品の欠品
（例）リモコンキー、純正アルミホイル等</td><td>車両受領日翌3日以内
又は
書類到着日翌7日以内</td></tr>
<tr><td>装備違い、レスオプションの記載漏れ（本来は標準装備だが、製造段階で装備しないもの）</td><td>同上</td></tr>
<tr><td>装備品の不具合</td><td>車両受領日翌3日以内</td></tr>
<tr><td>記録簿、保証書、取扱説明書の不備、欠品</td><td>書類到着日翌7日以内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">エンジン
及び
機構</td><td>エンジンの型式違い、ミッションの乗せ替え（シフトを変更しているもの　例AT→MT等）</td><td>車両受領日翌30日以内
又は
書類到着日翌30日以内</td></tr>
<tr><td>エンジンの大幅な改造（簡単な作業で現状復帰不可能なもの）</td><td>車両受領日翌3日以内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電装品等</td><td>エンジン、ミッションの不具合</td><td>車両受領日翌3日以内</td></tr>
<tr><td>エアコン、サンルーフなど動作確認でわかるもの</td><td>車両受領日翌3日以内</td></tr>
<tr><td rowspan="3">その他</td><td>修復歴車（予め修復歴車として落札したものは除く）</td><td>車両受領日翌3日以内</td></tr>
<tr><td>年式、グレード、モデル違い、登録遅れ、ワンオーナー違い</td><td>車両受領日翌3日以内
又は
書類到着日翌7日以内</td></tr>
<tr><td>車歴違い（レンタカーなど）
（注意）リース車は自家用車と同等に扱います</td><td>書類到着日翌7日以内</td></tr>
</table>

9.5.2 年式、走行距離、車両状態から事前に予測できる消耗品や経年変化による車両の瑕疵についてのクレームには受理しないものもあります。

9.6（クレームの特例）

次のような事項が発生した場合クレーム申告期間を別に定めます。

内容	申告期間	対応内容
メーター交換に該当する車両	書類到着日から1ヶ月以内	原則キャンセル
メーター改ざん車	成約日から6ヶ月以内 ※車検証、記録簿等で確認がとれるものは 書類到着日から1ヶ月以内	キャンセル
メーター故障(オドメーター)	車両受領日翌3日以内	原則キャンセル
冠水車、消化器散布車	成約日から3ヶ月以内	原則キャンセル
盗難車、差し押さえ車、車台番号改ざん車などの法的問題車	無期限	キャンセル
接合車	成約日から6ヶ月以内	キャンセル

※1:上記の特殊な事例によるキャンセルについては、既にユーザーが使用している可能性が高く、成約時の車両情報とキャンセル引き揚げ後の車両状態が著しく異なる場合があります。

2:走行不明やメーター交換で登録されていた車両が、以前の記録等でメーター改竄車に該当する場合は、原則キャンセルとします。

9.7(キャンセル)

9.7.1 一方的キャンセルについて下記のように定めます。

車両の売買契約の当事者双方は成約日より翌日の午後 6 時までに本部に連絡のあった場合に限り、下記の違約金を支払い当該車両の売買契約を解除する事ができます。なお、キャンセル手数料 金47,000円は契約の解除を求めた側の負担になります。

事由	キャンセルペナルティ
出品店が売買契約を解除する場合	金 100,000 円
落札店が売買契約を解除する場合	金 50,000 円

9.7.2 キャンセルについての費用一覧

事　　由	費　用	キャンセルペナルティ
実走行で登録されていた車両が走行不明又はメーター改ざんである事が発覚した場合	陸送費及び実費 キャンセル手数料	金 100,000 円
実走行で登録されていた車両がメーター交換車である事が発覚した場合	陸送費及び実費 キャンセル手数料	金 50,000 円
メーター交換で登録されていた車両がメーター改ざん車である事が発覚した場合	陸送費及び実費 キャンセル手数料	金 100,000 円
走行不明で登録されていた車両がメーター改ざん車である事が発覚した場合	陸送費及び実費 キャンセル手数料	無し
冠水車、消火器散布車、接合車	陸送費及び実費 キャンセル手数料	金 50,000 円
盗難車、差し押さえ車等の法的問題車	陸送費及び実費 キャンセル手数料	金 100,000 円

※1:表中の実費というのは領収書があり、本部がその内容を妥当と判断した場合に発生します。

2:修復歴基準についてはインスペクション・マニュアルに基き判断します。

9.7.3　9.7.2 の事由に該当しない事由によるキャンセル

事　　由	費　用	キャンセルペナルティ
(例)修復歴の見落としや車両諸元、装備の違いなど	陸送費及び キャンセル手数料	無し

9.7.4　キャンセルペナルティとはキャンセル時にのみ発生するものとし、その他の解決の場合に適用されるものではありません。

9.7.5　キャンセルペナルティは全てのキャンセルに対して発生するものではなく本規約 3.13、7.7、9.7.1、9.7.2 のクレームについてのみ適用されるものとします。

9.7.6　本規約 9.7.2 のクレームにおいて、本部が認めたキャンセル車両の往復陸送費用は出品店負担となります。落札店が落札車両を店舗所在地以外の場所へ陸送手配を取った場合、陸送費用の精算は実際に車両が到着した場所を基準として行います。また、当該車両を落札店にて再度陸送手配を行い、状況に応じてその陸送手配が必要であったと本部が判断した場合、その陸送費用も出品店負担となります。

9.7.7　本規約 7.7 及び 9.7.2 のクレームにおいて、落札店はクレームキャンセル後の出品店への車両引渡しをクレームキャンセル後 30 日以内に行うこととします。期日内に出品店に車両の引渡しができない場合、当該クレームを無効とします。

9.7.8　キャンセルの際、販売に伴う利益分の逸失や販売機会損失に伴う損害賠償等は補填しません。

9.8（非クレーム対象）

落札した成約車両について次の項目に該当する理由が存する場合は、出品店を免責とすることとしクレームの対象として扱いません。ただし、本部が免責にあたらないと判断したものに関してはこの限りではありません。

9.8.1　車両情報と相違している内外装及び機関、機構などの加修代金及び本部として考える価値減価が 20,000 円以内（輸入車は 40,000 円以内）と判断した場合。

9.8.2　クレーム申告期間を超過したとき、及び追加申告だったとき。

9.8.3　出品店に許可なく加修した場合。ただし、本部が状況を確認し止むを得ないと判断した場合は除きます。

9.8.4　納車後や業販後、AA 成約時のクレーム申告（特殊な事例は除く）。

9.8.5　仕切価格が 100,000 円未満の車両（ただし、本部の判断によりクレーム対応する場合があるものとします）。

9.8.6　クレーム進行中に納車や業販、AA 成約した場合（ただし本部が止むを得ないと判断した場合は除く）。

9.8.7　クレーム申告または 7.書類規定に記載する譲渡書類到着以前に当該車両が日本から出国した場合。

9.8.8　評価点が、外装 2 点（30 点）、内装 E 点の車両に関しては、内外装の瑕疵について原則ノークレームと致します（ただし本部が止むを得ないと判断した場合は除く）。

9.8.9　社外品の記載があるものに対しての、車検非対応によるクレーム申告。

9.9（クレーム裁定）

9.9.1　クレームに際して本部はクレームの対象となる当該車両の登録時の年式、走行距離、内外装の評価点等の車両情報を確認の上、クレームの内容を判断し、対応を行います。

9.9.2　クレームの対応方法

(1) キャンセル
(2) 車両代金の値引き
(3) 現物の送付（中古部品、もしくはリビルト品）
(4) ノークレーム

9.9.3　標準装備品の欠品については、新車登録より 5 年以内のワンオーナー車両、もしくは新車登録 3 年以内の車両に限りクレーム対応します（キーレス、その他）。

9.9.4　クレーム対応金額（車両代金の値引き）については必ずしも加修代金及び部品代の全額を保証するものではなく、登録時の内外装評価点、年式、走行距離等により異なります。また判断においては本部にて定めるクレーム解決基準にて決定致します。

9.9.5 裁定結果は本部が決定するものとし、出品店・落札店ともに従わなければならないものとします。なお本部が下した裁定結果に従わない場合、本規約 11.罰則規定に基づいて G&D システム利用の制限、停止等の処置を取る場合があります。
9.9.6 車両クレームを申告し、解決していない状況でも名義変更は成約の翌月末日迄に終了させるものとします。車両クレーム進行中に名義変更していない場合は、名義変更遅延ペナルティが課せられるものとします。
9.9.7 エンジン・ミッション等の『異音』または『点検要す』等の記載がある場合でも、エンジン・ミッション等に重大な瑕疵がある場合は、『修理要す』という記載が必要であり、記載が無い場合はクレームとして扱うものとします。

9.10（中古車両の取り扱いに関する留意事項）

G&D システムで取り扱う車両が主に中古車であるという事に鑑み、G&D 加入者は下記留意事項について予め確認、了承をしたうえで車両の売買を行うものとします。
9.10.1 新車状態からの経年変化により、内外装の色あせ、異音、各部オイルにじみ、オイル漏れ、樹脂類の老朽化、各部消耗品の消耗・磨耗等、このような事例に対するクレームの申告について本部は状態、程度を判断し、クレームとしては取り扱わない場合があります。
9.10.2 本部は納車前の準備として、内装のルームクリーニング、外装の磨き仕上げ、納車前点検等の費用に関しては落札店が行うものとして判断します。ただし出品店は、明らかな廃棄物等を可能な限り排除した上で、落札店に車両を引き渡すものとします。
9.10.3 純正のフロアマットは全てオプション装備の一つとして考えます。（ある場合は有りと表記されます。）

9.11（クレーム発生時の現車確認）

9.11.1 本部はクレーム車両の現車確認を必要と判断した場合、本部検査指導員、もしくは現車確認の資格を有するものによる、現車の確認を行います。
9.11.2 前項による現車確認は、本部が指定するデポ地へ当該車両を搬入する事により行うものとします。
9.11.3 現車確認は現車の状態を判断する為に有るものとし、クレームの解決は本部クレーム担当が行うものとします。

10.自動車リサイクル法

10.1（自動車リサイクル法）

出品店、落札店双方ともに自動車リサイクル方及び関連法を遵守しなければならないものとします。
10.1.2 自動車リサイクル法における取引報告等により、完全な所有者移転ができなかった場合は、出品店は申告日より7日以内に瑕疵を正さなければならないものとします。なお、当該期限を経過した場合は、出品店は落札店に遅延ペナルティとして1万円を支払うものとし、それ以降7日遅延するごとに1万円追加するものとします。

10.2（自動車リサイクル料金）

出品店は自動車リサイクル料金の預託、未預託について出品登録時に正しく登録するものとします。
10.2.1 出品店はリサイクル料金が預託済みの場合、預託金額を申告するものとします。
10.2.2 預託金額については、資金管理料金は含まないものとします。
10.2.3 出品店からのリサイクル料金預託状況及び預託金額の訂正申告は、落札店からの発注（成約）までを期限とし、成約以降の訂正については一切認めないものとします。
10.2.4 10.2.3 の訂正がなされた場合、訂正したことによる責任は全て出品店が負うものとし、出品店は訂正を依頼した内容が正しく反映されているのか、必ず確認しなくてはなりません。確認した結果、訂正がなされていなかった場合は、直ちに本部に報告するものとします。当該報告を出品店が怠った場合においては、訂正がなされなかったものとみなされるものとします。
10.2.5 落札店は自動車リサイクル料金が預託された車両を落札した場合は、リサイクル預託金相当額を落札車両代金に

付加して支払うものとします。

10.2.6 落札店は落札車両に対するリサイクル料金の預託、未預託の状況及び預託車両の預託金額について確認するものとし、前々項の預託状況及び預託金額に誤りがあったことを確認した場合、本部へ申告するものとします。

10.2.7 本部は落札店より申告された場合、実際の料金との差額清算に応じるものとし、出品店はそれに従うものとします。

10.2.8 G&D システムにおいて、リサイクル預託金額が過剰登録されていた場合は、落札店が成約月の翌月末日までに申告したものに限り、出品店は過剰金額の返金に応じるものとします。

11.罰則規定

11.1（罰則規定とは）

本部の裁定結果に従わない場合や、代金決済の延滞、その他契約、規約条項に違反した場合は下記内容の罰則が与えられます。また、G&D 加入者は各罰則を適応されても異議申し立てできないものとします。

11.2（罰則の種類）

罰則の内容は次の通りとします。

(1) 出品登録の一時停止
(2) 落札の一時停止
(3) ペナルティの支払い
(4) G&D システムの使用権限の停止
(5) G&D 契約の解除

11.3（罰則の内容）

11.3.1 契約の解除の方法及びその効力は、G&D 契約の規定に基きます。

11.3.2 本部は、G&D 契約に基き、G&D 加入者に対しその旨を通知して、G&D 加入者の G&D システムによる落札を一時的に停止する事ができるものとします。この落札の一時停止を行う前に、対象加入者に対しその旨をファクシミリもしくは電話にて事前通告致します。また落札の一時停止の場合、G&D 加入者の落札が行えないように、本部はデータの削除及びデータの配信を停止いたします。

11.3.3 本部は、G&D 契約に基き、G&D 加入者に対しその旨を通知して、G&D 加入者の G&D システムによる出品を一時的に停止する事ができるものとします。この出品登録の一時停止を行う前に、G&D 加入者に対してその旨をファクシミリもしくは電話にて事前通告致します。また出品登録の一時停止の場合、G&D 加入者の出品が行えないように、本部はデータの削除及び配信を停止いたします。

11.3.4 本部は G&D 加入者に対し、G&D 契約、または本規約に基き、ペナルティを課すことができ、G&D 加入者には、当該ペナルティの支払い義務が生じるものとします。このペナルティは、G&D 契約に定める損害賠償とは異なるものとし、G&D 契約による損害賠償請求を妨げないものとします。

11.3.5 G&D システムの使用権限の停止、出品登録の停止、契約の解除がなされても、G&D 加入者は、本部に対する支払い義務を免れたり、支払期限を延長、もしくは停止したりする事はできません。

12. 附則

12.1（規約の改定）

G&D システムの健全な運営のため、本規約の改定を本部が必要と認めた場合、本部は随時任意に改定し、その都度 G&D 加入者に通知します。なお、この通知に対して異議を唱えることはできません。改定した内容については、冊子、ファクシミリ等の紙面を用いて、また本部が別途指定する Web サイト上に掲載されたときをもって、効力が生じるものとします。

12.2（効力の発生）

12.2.1　本規約は、2011 年 9 月 1 日（以下「効力発生日」といいます）から効力を生じ、これに伴い、G&D 加入者に貸与されている旧規約の効力は、同日付で消滅します。

12.2.2　出品登録規定は、効力発生日以降に出品登録される車両について適用されます。

12.2.3　名義変更規定は、効力発生日以降に落札店が名義変更を行った車両について適用されるものとし、それ以前に名義変更を行った車両については、旧規約に従うものとします。

12.2.4　審査（クレーム）規定は、効力発生日以降に売買成立され、申告されるクレームについて適用されます。

12.2.5　前記出品登録規定、名義変更規定、審査（クレーム）規定以外の本規約における規定は、効力発生日以降に売買成立される車両について適用されます。

12.2.6　1.1.1 に記された、本部と締結されているいずれかの契約内容に変更が生じた場合も、本規約の効力は G&D 加入者との関係において、何ら変更を生じないものとします。